

ア 給付費の概要

資料 2-1

本市における給付費とは、民間認可保育所に対して、保育施設の基準を満たした運営を行うために要する経費及び利用する子どもの処遇向上、施設職員の待遇改善、施設経営の安定化等を図るために要する経費の支給を行うための仕組みであり、国の定める保育に要する費用の額の算定に関する基準等(国基準)に規定される公定価格と、本市が独自に設けている市加算運営費により構成されます。

給付費については、法令に基づき毎月の支払いを行うこととなっていることから、本市においては、請求ソフトを用いて算出された支給額について、電子申請による請求を行っていただいております。支払日については、原則毎月20日または25日となっていますので、後述する請求スケジュール等に沿った請求に御協力をお願いいたします。

また、本市が委託する川崎市事務処理センターによる一次審査及び保育第1課による二次審査により、請求内容不備について修正依頼があった場合は、速やかに御対応をお願いいたします。

給付費

・公定価格(国基準)

基本分単価、処遇改善等加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、休日保育加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、副食費徴収免除加算、施設長未配置減算、土曜閉所減算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受信加算 等

・市加算運営費

旧市加算分、延長保育費、市職員雇用費、嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費、地域活動事業費 等